

市報第19号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年12月6日

横浜市長 山中竹春

財政局

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前 変更後		
6.8.9	東部方面 斎場（仮 称）新築 工事（建 築工事） 請負契約	大成・松 尾・渡辺 建設共同 企業体	<u>6.6.5議決</u> 契約金額 <u>12,317,690,000円</u> 完成期限 <u>令和8年12月25日</u>	契約金額 <u>12,419,000,000円</u> 完成期限 <u>令和8年12月25日</u>	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため
同	東部方面 斎場（仮 称）新築 工事（電 気設備工 事）請負 契約	東洋・神 電・小保 建設共同 企業体	<u>6.2.20議決</u> 契約金額 <u>1,170,400,000円</u> 完成期限 <u>令和8年7月17日</u>	契約金額 <u>1,178,100,000円</u> 完成期限 <u>令和8年12月25日</u>	関連工事の着手が入札の不調により遅れたため
6.8.22	尾張屋橋 住宅（仮 称）建替 工事（建 築工事） 請負契約	株式会社 小俣組	<u>6.6.5議決</u> 契約金額 <u>839,300,000円</u> 完成期限 <u>令和7年12月26日</u>	契約金額 <u>857,560,000円</u> 完成期限 <u>令和7年12月26日</u>	公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により新単価を適用するため

6. 8. 30	旧上瀬谷 通信施設 地区土地 区画整理 事業大門 川雨水調 整池建設 工事請負 契約	戸田・T SUCHI IYA・ 横浜建設 共同企業 体	<u>6. 2. 20議決</u> 契約金額 <u>3, 344, 992, 750円</u> 完成期限 令和 8 年 7 月 31 日	契約金額 <u>3, 371, 671, 572円</u> 完成期限 令和 8 年 7 月 31 日	工期内に賃金等 の水準が著しく 変動し、契約金 額が不適当とな るため
6. 9. 12	東部方面 斎場（仮 称）新築 工事（建 築工事） 請負契約	大成・松 尾・渡辺 建設共同 企業体	<u>6. 8. 9 専決</u> 契約金額 <u>12, 419, 000, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日 <u>6. 6. 5 議決</u> 契約金額 12, 317, 690, 000円 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日	契約金額 <u>12, 496, 000, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日	地中障害物の撤 去が必要となる ため
同	東部方面 斎場（仮 称）新築 工事（火 葬炉築造 工事）請 負契約	株式会社 宮本工業 所	<u>3. 12. 21議決</u> 契約金額 <u>1, 210, 000, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 2 月 27 日	契約金額 <u>1, 204, 500, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日	火葬炉設備等の 仕様を見直すた め及び関連工事 の着手が入札の 不調により遅れ たため
同	万騎が原 小学校建 替工事（ 第 1 工区 建築工事 ）請負契 約	株式会社 渡辺組	<u>6. 6. 4 専決</u> 契約金額 <u>718, 080, 000円</u> 完成期限 令和 7 年 1 月 24 日 <u>5. 12. 20議決</u> 契約金額 698, 500, 000円 完成期限 令和 7 年 1 月 24 日	契約金額 <u>723, 360, 000円</u> 完成期限 令和 7 年 1 月 24 日	地中障害物の撤 去が必要となる ため

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。